

国と地方のシステムWG (所有者不明森林への対応)

令和3年11月

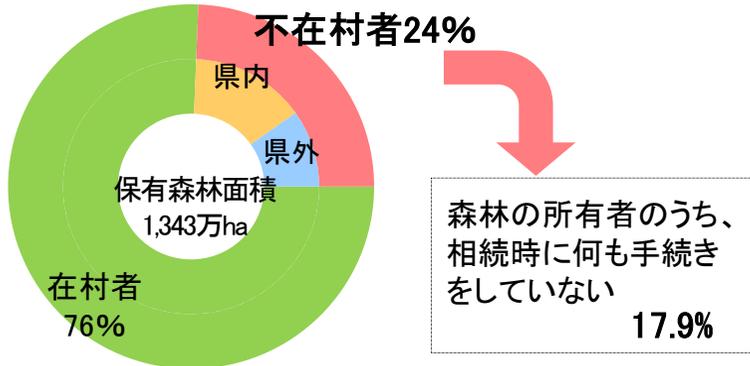
林野庁

所有者不明森林への対応状況について

- 我が国の森林においては、不在村化や世代交代等により、所有者の把握が困難な森林が発生することで森林整備の推進に支障が生じる状況が発生してきている。
- これまで、森林法を累次改正し、森林所有者の正確な把握や所有者不明森林への対応を推進。令和元年度からは、森林経営管理法を創設し、市町村が所有者の意向を確認（意向調査）した上で、経営管理の委託を受け、森林整備を実施できるようにするとともに、所有者が不明な場合における特例措置を制度化。

○我が国の森林を取り巻く課題

- 森林所有者の4分の1は地域に不在
(不在村者保有の森林面積の割合)



資料：農林水産省「農林業センサス」
国土交通省（H23 農地・森林の不在村所有者に対するインターネットアンケート）
注1：不在村者とは、森林所有者であって、森林の所在する市町村の区域に居住、または事業所を置く者以外の者。
注2：国土交通省の調査時点では、森林法に基づく森林の土地の所有者の届出制度は未施行。

- 所有者が不明な森林がある
(登記簿情報だけでは所有者に連絡がつかない割合)

宅地	農用地	林地	合計
19.3%	19.0%	28.2%	22.2%

資料：国土交通省（平成29年度地籍調査における土地所有者等に関する調査）
注：ここでの「所有者不明」としては、登記簿上の登記名義人（土地所有者）の登記簿上の住所に、調査実施者から現地調査の通知を郵送し、この方法により通知が到達しなかった場合を計上。

○所有者不明森林への対応

森林の土地所有者届出制度 (平成24年4月～)

- 新たに森林の土地の所有者となった場合に市町村長への届出を義務付け、森林の土地の所有者の異動を把握。

☞ 年間約3万件の届出（令和元年度）

林地台帳 (平成31年4月～)

- 林地の所有者や境界測量の状況などの情報を地番ごとに整理した林地台帳を、登記簿情報を基に市町村で整備し、林業事業者等へ情報提供。

☞ 令和元年度から民有林が所在する全ての市町村（1,614）で運用開始
☞ 令和2年6月より固定資産課税台帳情報を市町村で内部利用が可能に

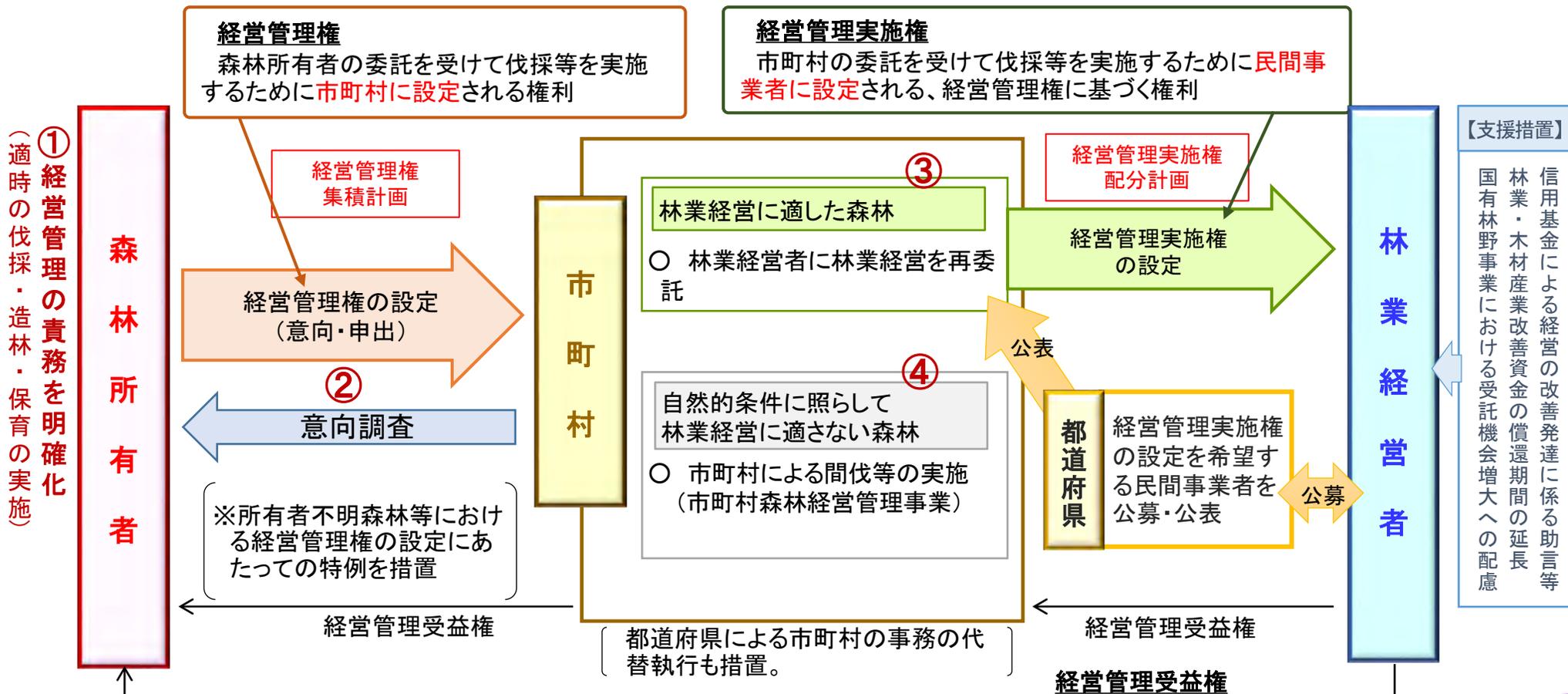
森林経営管理制度 (平成31年4月～)

- 森林所有者の意向を確認し、所有者自らが経営管理を実行できない場合、市町村が森林の経営管理の委託を受ける仕組みを創設。
- 森林所有者の一部又は全部の所在が不明な場合、探索・公告等の一定の手続きを経て、市町村が経営管理の委託を受けることが可能。

☞ 令和2年度末までに、市町村の約8割で森林経営管理制度に係る取組を実施
市町村の約5割において約40万haの意向調査を実施
☞ 令和2年度に51の市町村が所有者探索に取り組む

森林経営管理制度（森林経営管理法）の概要

- ① 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
 - ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が意向調査を実施し、森林の経営管理の委託を受け
 - ③ 林業経営に適した森林は、林業経営者に再委託
 - ④ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施
- ※ 所有者が不明な場合にも特例を措置

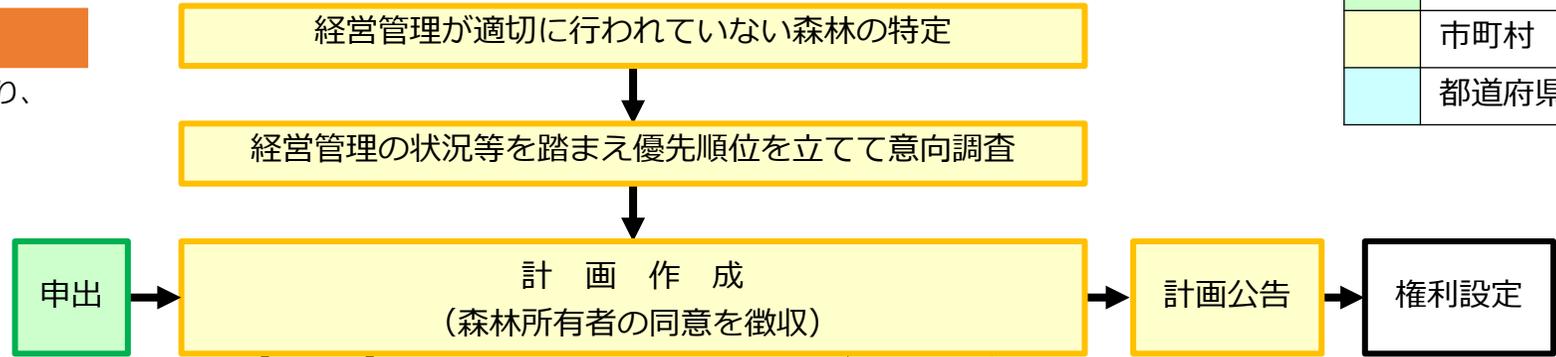


所有者不明森林等に係る特例措置

	森林所有者
	市町村
	都道府県

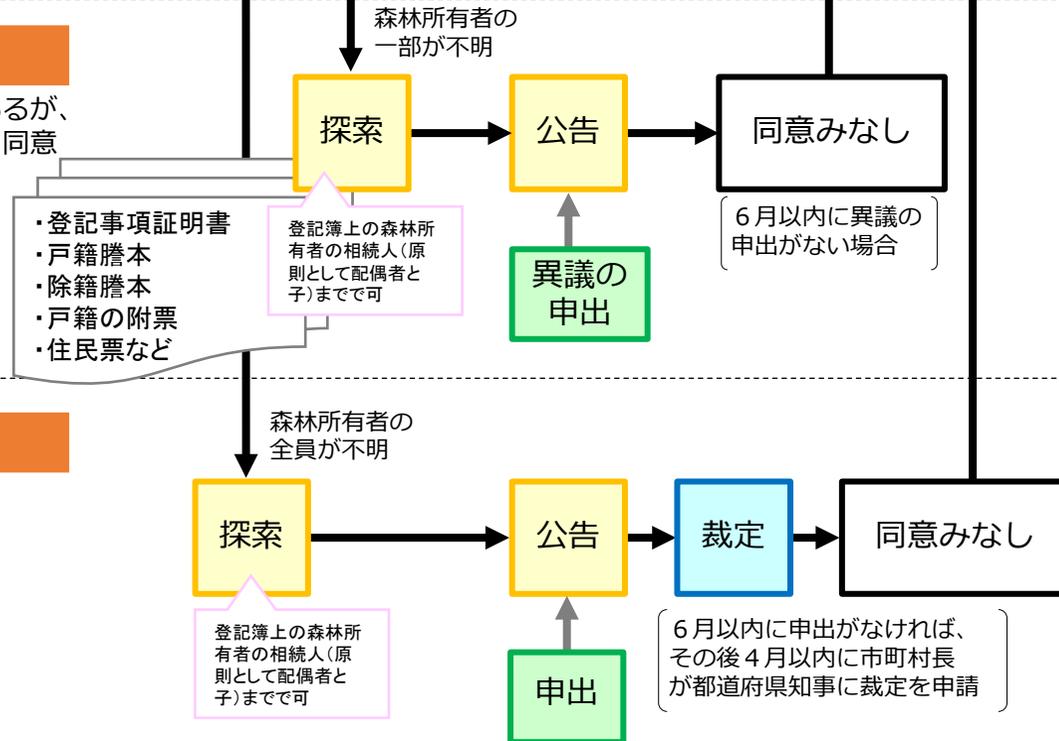
原則

森林所有者全員が知れており、
全員が計画作成に同意



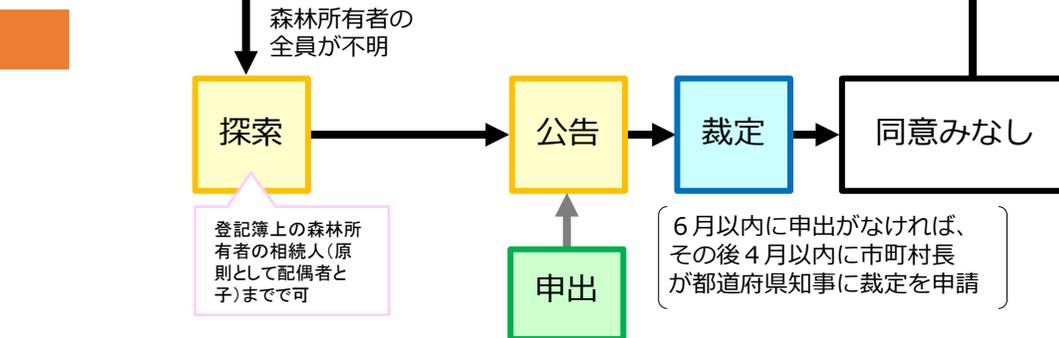
共有者不明森林の特例

森林所有者の一部が不明であるが、
知っている全員が計画作成に同意



所有者不明森林の特例

森林所有者全員が不明



【留意事項】

- 存続期間の上限は50年
- 以下の場合には取消の申出可
- ◆ 民間事業者に経営管理**実施権**が設定されていない場合
 - ・ 共有者不明森林
→ いつでも取消申出可
 - ・ 所有者不明森林
→ 計画公告から5年以降に取消申出可
- ◆ 民間事業者に経営管理**実施権**が設定されている場合
 - ① 民間事業者の承諾を得た
または、
 - ② やむを得ない事情かつ民間事業者に対し損失の補償を行った場合に取消申出可

森林経営管理制度の取組状況と今後の取組

- 令和2年度には、私有林人工林のある市町村の約8割で意向調査の準備も含め森林経営管理制度に係る取組を実施。さらに、市町村の約5割において約40万haの意向調査を実施するなど、経営管理の集積・集約化の取組が促進。また、所有者（共有者）不明森林に係る特例措置に関し、51市町村では探索の取組も実施。
- 令和10年度の集積・集約化目標の達成に向けて、地域林政アドバイザーや民間事業者の活用などにより、市町村の体制強化等を推進。

◇森林の経営管理の集積・集約化に係る取組状況



約8割で制度に係る取組を実施



■集積・集約化の取組に係る準備 ■意向調査等を実施

- 注：1) 表記している令和2年度実績については速報値。
2) ()内は私有林人工林がある市町村数(1,592)に対する割合。
3) 「意向調査等を実施」には申出を含む。

◇所有者（共有者）不明森林に係る特例措置の状況

- 令和2年度は、所有者（共有者）不明森林について、51市町村において所在が不明であった森林所有者の探索を実施。
- 鳥取県若桜町では、経営管理権集積計画が策定済みの森林に接する斜面上部の森林において、共有者不明森林の特例措置を活用。
令和3年3月から6か月公告を行い、異議の申し出がなかったことから、計画を公告し、経営管理権を設定。



<市町村の体制強化等に向けた取組の推進>

- 地域林政アドバイザー制度等の活用促進
(活用実績：H29:36市町村→ R2:149市町村)
⇒ アドバイザー養成研修の実施、技術者情報の収集・提供
- 複数市町村による連携等の取組を横展開
⇒ 取組事例集を充実し、ニーズに応じた情報を提供

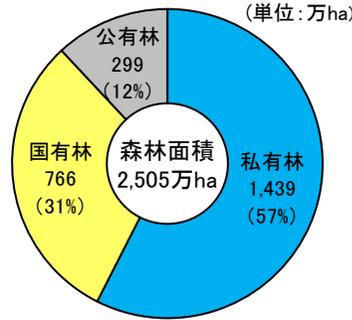
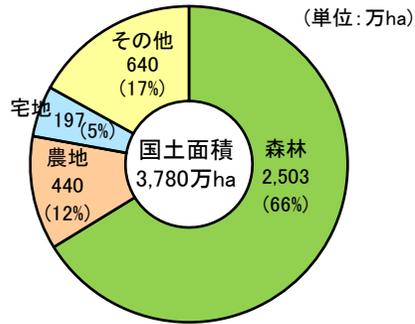
- 民間事業者の活用促進
⇒ 委託先としての民間事業者の参入事例の収集・共有
- 所有者不明の特例措置の活用に向けた取組
⇒ 探索のノウハウや工程等の知見を調査・整理し、提供。
法律の専門家も交え、特例措置活用のガイドラインを作成。

森林經營管理制度關係 參考資料

我が国の森林の現状

- 我が国は世界有数の森林国。森林面積は国土面積の3分の2に当たる約2,500万ha(人工林は約1,000万ha)。
- 森林資源は人工林を中心に蓄積が毎年約6千万m³増加し、現在は約54億m³。
- 面積ベースで人工林の半分が一般的な主伐期である50年生を超えており、資源を有効活用すると同時に、循環利用に向けて計画的に再造成することが必要。

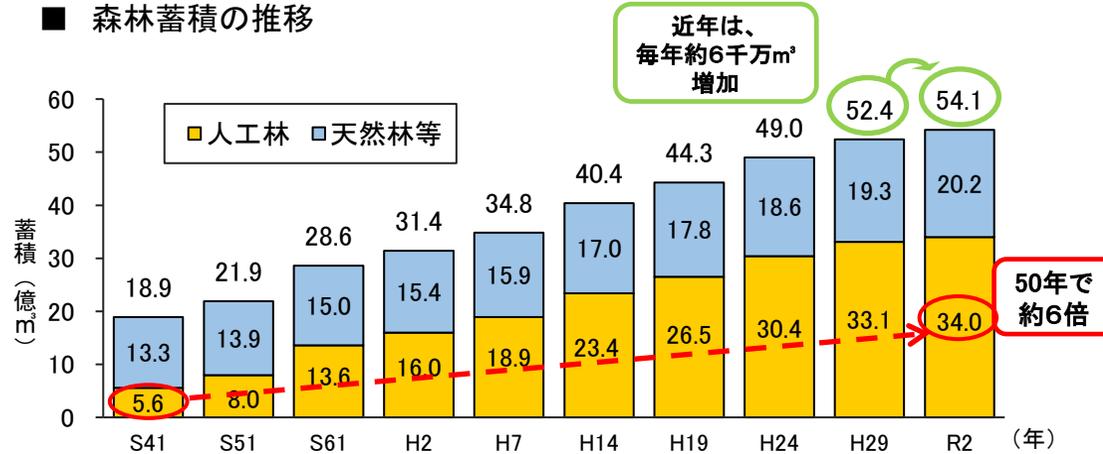
■ 国土面積と森林面積の内訳



資料: 国土交通省「令和3年度版土地白書」(国土面積は令和元年の数値)
注1: 計の不一致は、四捨五入による。
注2: 林野庁「森林資源の現況」とは森林面積の調査手法及び時点が異なる。

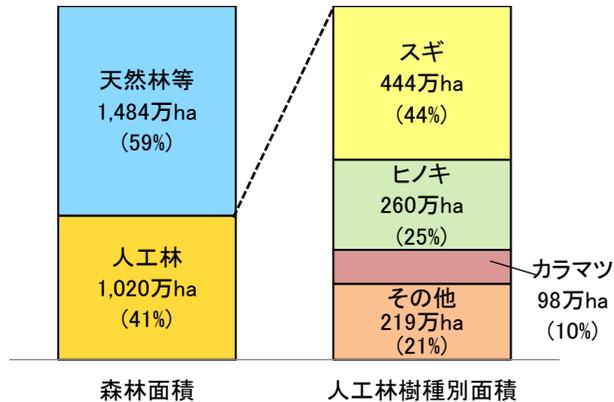
資料: 林野庁「森林資源の現況」(平成29年3月31日現在)
注: 計の不一致は、四捨五入による。

■ 森林蓄積の推移



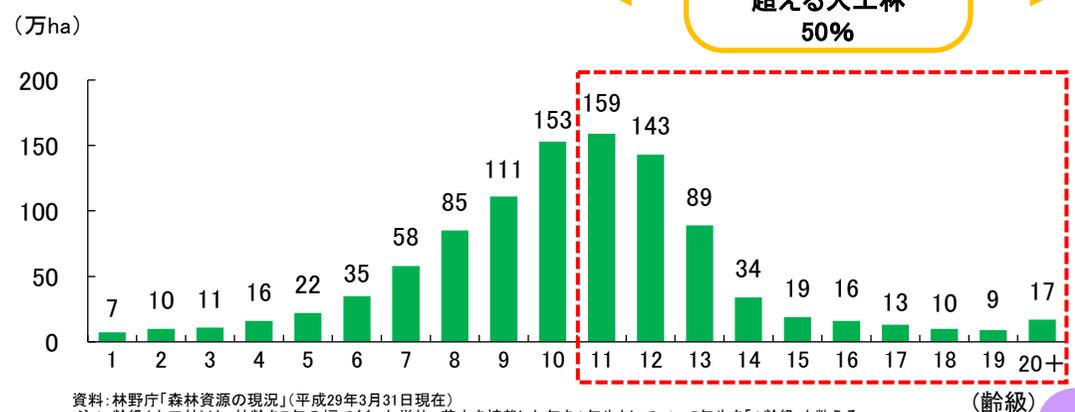
資料: 林野庁「森林資源の現況」・林野庁業務資料

■ 人工林の樹種別面積



資料: 林野庁「森林資源の現況」(平成29年3月31日現在)
注: 計の不一致は、四捨五入による。

■ 人工林の齢級別面積



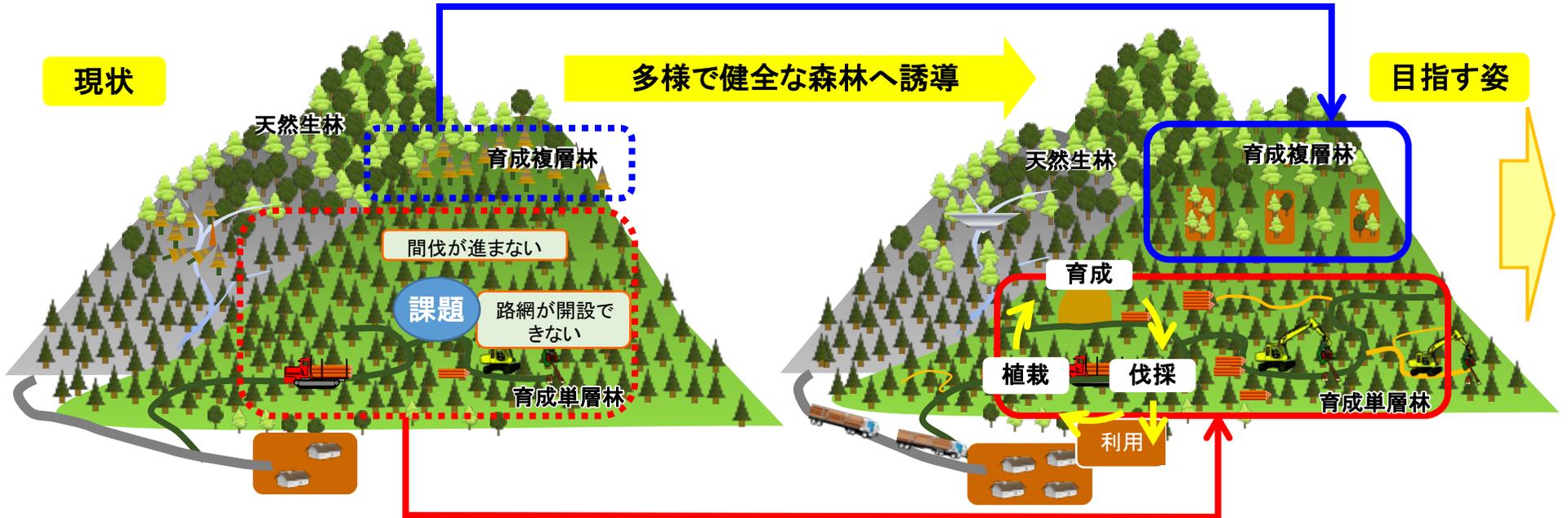
資料: 林野庁「森林資源の現況」(平成29年3月31日現在)
注1: 齢級(人工林)は、林齢を5年の幅でくくった単位。苗木を植栽した年を1年生として、1~5年生を「1齢級」と数える。
注2: 森林法第5条及び第7条の2に基づく森林計画の対象となる森林の面積。

森林の経営管理の現状と今後の森林整備や集積・集約化の方向性

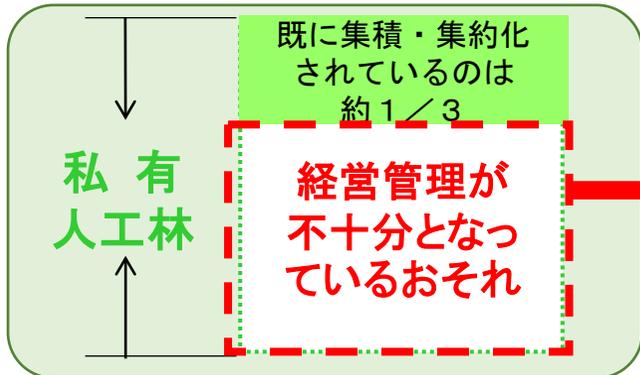
○ 森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定）における森林の誘導の考え方

自然的条件に照らして林業経営に適さない人工林は、管理コストの低い針広混交林（スギや広葉樹が混じり合った森林など）等へ誘導。

森林の多面的機能の発揮と林業の成長産業化



自然条件などが良く林業経営に適した人工林は、森林経営の集積・集約化、路網整備を進めて、林業的利用を積極展開。



従来の取組に加え、
新たな制度も活用し整備

集積・集約化目標5割
(令和10年度)の達成を目指す

- 集積・集約化目標(最新値(R2)244万ha→目標(R10)310万ha(+約65万ha))の達成を目指す
- このため、令和8年度までに10年度目標に必要な意向調査(約130万ha※)を実施する(※回答率5割と想定し、65万haの2倍実施)

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第 2 階層 アウトカム	K P I 第 1 階層 アウトプット	工 程 (取組・所管府省、実施時期)	21	22	23
<p>○地域福利増進事業における利用権の設定数：2019年6月から10年間で累計100件</p>	<p>○所有者不明土地の収用手续に要する期間（収用手续への移行から取得まで）：2019年6月以降に手続きを開始したものは約21か月（約1/3短縮）</p>	<p>18. 所有者不明土地の有効活用</p> <p>（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の円滑な施行、土地の管理や利用に関し所有者が負うべき責務やその担保方策）</p> <p>a. 民事基本法制の見直しも踏まえ、土地基本方針の改定を実施する。</p> <p>b. 改定後の土地基本方針や国土審議会における調査審議・とりまとめを踏まえ、所有者不明土地法施行3年経過の見直しに向けた検討を実施し、必要な制度見直し等を実施する。《国土交通省》</p>	→	→	
<p>○全農地面積に占める担い手の利用面積のシェア：2023年度末までに8割</p>	<p>○新制度による所有者不明農地の活用面積：毎年度増加〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕</p>	<p>（所有者が不明な場合を含めて地籍調査を円滑かつ迅速に進めるための措置）</p> <p>a. 第7次国土調査事業十箇年計画（2020年～2029年）に基づき、国土調査法等の改正により措置された所有者不明等の場合でも調査を進めるための新たな調査手続の活用や、地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入を促進し、地籍調査を円滑かつ迅速に進める。《国土交通省》</p>	→		
<p>○私有人工林のうち林業経営を実施する森林として集積・集約化された面積の割合：2028年度末までに5割</p>	<p>○私有人工林が所在する市町村のうち、新たな制度の下で森林の集積・集約化に取り組んだ市町村の割合：2023年度末までに10割</p>	<p>（所有者不明森林に関する新たなスキーム等）</p> <p>a. 森林経営管理法が円滑に運用されるよう、説明会等で制度の周知を図るほか、先進事例を調査・分析し、普及を図る。</p> <p>b. 引き続き、制度の周知を図るとともに、先進地以外の取組の参考となる多様な事例の調査・分析を進め、取組を全国に横展開する。</p> <p>c. 林地台帳を活用しつつ、森林の経営管理の集積・集約化を推進する。また、地方交付税措置により支援する。《農林水産省》</p>	→	→	→